

陳 情 文 書 表

(文化市民局)

受 理 番 号	8 0	受 理 年 月 日	令 和 2 年 9 月 17 日
件 名	新型コロナウイルス感染拡大予防の中での会館利用の改善等		
要 旨	<p>新型コロナウイルス感染拡大予防のための自粛や会場の閉鎖などで、京都府、京都市における文化活動は、今年前半、ほとんど行えない状況に追い込まれていた。5月下旬の緊急事態宣言の解除を受け、京都府の感染拡大予防ガイドライン等に基づき、会館施設の利用が再開され、それに伴い、私たち文化団体も、感染拡大予防の最大の努力をしながら、活動を再開し始めている。</p> <p>しかし、ガイドラインのうち、特に、会場の収容人数について、定員の2分の1を上限とするという項目が大きな障壁となっている。客席が2分の1になると、当然入場料収入は2分の1となる。逆に、収容人数の関係で、ステージ数を増やす必要が生じた舞台やコンサートなどでは、出演料をはじめ施設使用料、付属設備費、人件費などの負担が大幅に増加する。採算が合わないため公演できない場合も生まれている。</p> <p>この状況が続くと、京都の舞台芸術、文化活動は、プロ、アマチュア、創造団体、鑑賞団体を問わず、いずれ立ち行かなくなると大変危惧している。会館側も、「京都府、京都市のガイドラインがこうなっているから」という説明のみでは、利用者の理解を得ることができない。ガイドラインが一人歩きし、現場の会館スタッフも、利用者も困惑しているのが現状である。</p> <p>本来、文化は、人間が人間らしく生きていくために必要不可欠のものである。憲法第25条もすべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有すると規定している。</p> <p>引き続き感染拡大予防に最大の努力をしながら、京都が真に文化都市であるために、文化を育む観点から、京都府、京都市においては、イベントごとに、どうすれば舞台芸術の感動を大切にしつつ安全に実施できるかを、会館と利用者で、共に検討して進める体制を採ること及びガイドラインに沿って会場の定員制限を受けざるを得ない場合、それに伴う、費用負担増分について、京都府、京都市として補償する制度を設けることを求める要望書を今般、京都市長に提出した。</p> <p>ついては、以下のことを願う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 京都市会において、趣旨を御理解いただき、市長及び政府に対して、要望書について検討するよう働き掛けること。 2 定員制限について、政府が解除した場合はちゅうちょなく京都市においても解除すること。 <p>なお、定員制限を行った場合の利用料については、制限分を遡及して利用者に返還するよう京都市長に働き掛けること。</p>		
陳 情 者			
回付委員会	文化環境委員会		